

河内長野市で
起業をお考えの
創業希望者または
創業後5年未満の
事業者の方へ

河内長野市の創業を 手厚くサポート!

地域密着が創業のチャンス。

無料の **創業セミナー** **個別相談** を
利用して、さらに **さまざまな優遇措置**
の活用で、スタートに差がつく!!

河内長野市商工会または河内長野市がおこなう「特定創業支援(創業セミナー、個別相談など)」を利用すると、登録免許税や融資など、さまざまな優遇措置が受けられます。

1 登録免許税が軽減

優遇措置

株式会社・合同会社は、
資本金の0.7%が ➔ **0.35%に!**

合名会社・合資会社は、
1件につき6万円が ➔ **3万円に!**

●法人設立の際、登記にかかる登録免許税が大幅に軽減されます。

2 創業関連保証の 早期利用開始

優遇措置

創業6ヵ月前から利用できます!

●創業関連保証の特例が、通常事業開始の2ヵ月前からのところ、6ヵ月前から利用できます。

3 新規開業資金の 金利を優遇

優遇措置

基準利率が ➔ **特別利率に!**

●日本政策金融公庫「新規開業資金」の運転資金および設備資金(土地取得資金を除く)の貸付利率が引き下げられます。

4 新創業融資制度の 要件緩和

優遇措置

自己資金要件なしに!

●日本政策金融公庫「新創業融資制度」において、自己資金要件を満たしたものと見なされます。

5 河内長野市の起業家向け 補助金

優遇措置

河内長野市起業家支援事業補助金

最大20万円を補助!

●事業所用設備経費・広告宣伝費の各経費10万円、総額20万円まで補助します。

万全の準備で
スタートダッシュ!

まずはご相談を。

河内長野市商工会

TEL.0721(53)9900

各優遇措置は「特定創業支援」の利用により対象となるもので、保証されるものではありません。



特定創業支援 **創業セミナー** **個別相談** などが、**地域密着の創業をサポートします!** **無料**

河内長野市商工会で**特定創業支援**を受けると、市内での創業に大きなメリット!

1 登録免許税が軽減
 ●法人設立の際、登記にかかる登録免許税が大幅に軽減されます。
 株式会社・合同会社は、資本金の0.7%が ➡ **0.35%に!**
 合名会社・合資会社は、1件につき6万円が ➡ **3万円に!**

2 創業関連保証の早期利用開始
 ●創業関連保証の特例が、6カ月前からに。
 通常事業開始の2カ月前から ➡ **創業6カ月前から利用可に!**

3 新規開業資金の金利を優遇
 ●日本政策金融公庫「新規開業資金」の運転資金および設備資金(土地取得資金を除く)の金利が引き下げられます。
 基準利率が ➡ **特別利率に!**

4 新創業融資制度の要件緩和
自己資金要件なしに!
 日本政策金融公庫「新創業融資制度」において、自己資金要件を満たしたものと見なされます。

5 河内長野市の起業家向け補助金の要件の一つをクリア
河内長野市起業家支援事業補助金

最大20万円を補助! 事業所用設備経費・広告宣伝費の各経費10万円、総額20万円まで補助します。

同補助金の交付には限りがございます。多くの申請により予定の交付額を超えるなど、ご利用の希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。

特定創業支援とは

河内長野市商工会または河内長野市がおこなう、経営・財務・人材育成・販路開拓に関する創業支援です。

例として、4回以上の授業を行う創業セミナー、1ヵ月以上継続して行う個別相談などがあります。

「特定創業支援」を修了したら、**証明書の交付申請を行ってください。**

証明書を交付された創業者等は、さまざまな優遇措置が受けられます。

●受付場所/河内長野市産業観光課

※ただし、この証明書交付は、優遇措置を保証するものではありません。

- ①の登録免許税の軽減は、創業前もしくは創業後5年未満の事業者が対象となります。
- ①は平成31年3月31日までに認定を受けたものかつ認定から1年以内に設立するものが対象です。
- ②創業関連保証の特例を受けるためには、通常事業開始の2カ月前以内とされていますが、6カ月前以内も特例を受けることができます。
- ③日本政策金融公庫の「新規開業資金」において、貸付利率引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です。

- ④創業前から税務申告を2期終えていない方が対象となる日本政策金融公庫の「新創業融資制度」において、一期目の申告を終えていない方については、創業時に創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できることが要件ですが、自己資金要件を満たしたものとみなされます。
- ⑤事業所用設備経費、広告宣伝費の経費について、それぞれ2分の1以内で上限額10万円、最大20万円の補助が受けられます(1事業者1回限り)。但し、創業予定者、創業後1年以内の方に限ります。

※各優遇措置は「特定創業支援」の利用により対象となるもので、保証されるものではありません。

創業をはじめ、経営に関すること...
なんでもご相談ください。

河内長野市商工会

〒586-0025 河内長野市昭栄町7-3
TEL.0721(53)9900 FAX.0721(52)2606

創業の相談をご希望の方は、「創業相談申込書」に必要事項をご記入のうえ、ファックスでお申し込みください。

創業相談申込書 ●氏名・生年月日・住所・TELは必須。社名(屋号)は決めておられればご記入ください。

FAX.0721-52-2606

氏名	フリガナ	生年月日	TEL	()
		西暦・昭和・平成年月 日	FAX	()
住所	〒□□□□-□□□□		E-mail	@
			社名(屋号)	

※記入いただきました個人情報は、当該事業の運営にのみ活用いたします。 ※河内長野市暴力団排除条例に基づき、貴社(貴殿)の情報を警察に照会することがあります。